

グループホームわかば（認知症対応型共同生活介護）

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

事業者番号 第 3670101967 号

当事業所は認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

[目次]

1	事業者概要	1 P
2	事業所概要	1 P
3	事業所の概要	1 P
4	職員の配置状況	1 P
5	サービスの内容	2 P
6	事業所の工夫	2 P
7	協力医療機関等	2 P
8	緊急時の対制	2 P
9	利用料金について	3 P
10	サービスについての苦情等	4 P
11	急性期における医療関係との連絡体制	4 P
12	入院期間中における居住費や食費の取り扱い	4 P
13	重症化、看取り介護について	4 P
14	看取り介護について	4 P
15	事業所利用時の留意事項	5 P
16	非常災害対策について	5 P
17	事故発生時の対応	5 P
18	個人情報について	6 P
19	守秘義務について	7 P
20	身体拘束について	7 P
21	看取りの指針	8～11 P

1 事業者概要

- ① 法人名 医療法人 若葉会
- ② 代表者 理事長 近藤 彰
- ③ 所在地 徳島県徳島市西新浜町1丁目6-25
- ④ 電話番号 088-663-0020
- ⑤ 関連の事業等 居宅介護支援事業所
通所介護
訪問看護

2 事業所概要

- ① 事業所の種類 認知症対応型共同生活介護
- ② 事業所の方針 入居者の皆様の尊厳を守り、自立を促す支援をし、家族の皆様や地域社会とのコミュニケーションを大切にします。
- ③ 事業所の名称 グループホーム わかば
- ④ 事業所の所在地 徳島県徳島市新浜本町3丁目2番17号
- ⑤ 電話番号 088-663-6602
- ⑥ 定員 18名（9室×2ユニット）

3 事業所の概要

- ① 建物構造・面積 木造2階建て（554.96㎡）
- ② 居室の数・面積 18室（12.98㎡）
- ③ トイレの数 1ユニットに3ヶ所
- ④ 風呂の数 1ユニットに1ヶ所
- ⑤ 厨房 1ユニットに1ヶ所

4 職員の配置状況

	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者	介護福祉士	1		・事業の運営管理及び統括
計画作成 担当者	計画作成担当者 (うち介護支援専門員)	1 (1)		・具体的な認知症対応型共同生活介護計画の作成 ・サービス提供上での介護従事者の指揮・指導
介護職員等	介護福祉士 看護師	11	3	・入浴・排泄・食事等の日常生活上の世話・機能訓練 ・健康管理・相談・指導等

- | | |
|----------|---------------|
| ① 職員勤務体制 | 1ユニットにつき |
| 昼間の体制 | 3名以上 |
| 夜間の体制 | 1名以上 |
| ② 勤務時間帯 | |
| 早出 | 7:30 ~ 16:30 |
| 日勤 | 8:50 ~ 18:00 |
| 準日勤 | 9:30 ~ 18:30 |
| 遅出 | 11:00 ~ 20:00 |
| 夜勤 | 17:00 ~ 9:30 |

5 サービスの内容

共同住居の形態で食事の支度や掃除、洗濯などをスタッフと入居者様が共同で行い、家庭的で落ち着いた雰囲気の中で入浴、排泄など必要なケアを提供します。

- 食事 3回/日 入居者様に合わせた食事を提供します。
- 入浴 随時
- 生活相談 午前9時から午後5時まで受け付けています。
- 健康管理 毎日バイタルチェックを行い、体調に変化が見られた場合は協力医療機関協力を受診します。
入居者様が外部の医療機関に通院する場合は、その付き添い・介添えについては、ご家族様の協力をお願いします。
- 行政手続きの代行
 保険等の手続き等の代行を行います。手続きに要する費用の実費は別途いただきます。

6 事業所の工夫

- 入居者様の様子をケアプランにてご家族様にお知らせします。
- 家族様、入居者様が一緒に楽しめる行事を実施しています。
- 外部評価を積極的に受け、評価を公開します。
- 当事業所では安全で環境にもやさしい空間を提供するためエコキュートを使用し、またペアガラスで室内温度を快適に保つようにしています。
- おやつは手作りの物を提供しています。

7 協力医療機関等

当事業所では下記と連携しています。

近藤内科病院	徳島市西新浜町1丁目6-25	TEL 088-663-0020
厚見歯科医院	徳島市佐古1番町7-8	TEL 088-652-2541

8 緊急時の体制

協力医療機関（近藤内科病院）との連携を図り、必要な治療が受けられるように支援します。

9 利用料金について

グループホームわかば利用料金一覧表

介護保険分(利用者負担単位)

*2割負担の方は ×2 となります。

介護度	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
日 額	749	753	788	812	828	845
医療連携加算 (日)	37	37	37	37	37	37
サービス提供体 制強化加算(日)	6	6	6	6	6	6
月額(30日)	24092	24214	25279	26009	26495	27012
月額(31日)	24895	25021	26121	26876	27379	27913

- 介護職員ベースアップ等支援加算 所定単位(個人の総単位数)×2.3%
- 初期加算(入所日から30日以内) 30単位/日 ○ 看取り介護加算
(死亡日45日前～31日前) 72単位
- 入院時費用(1月に6日を限定として加算) 246単位/日 (死亡日30日～4日前) 144単位
- 栄養管理体制加算 30単位/月 (死亡日前日及び前々日) 680単位
- 生活機能向上連携加算Ⅱ 200単位/月 (死亡日) 1280単位
- 介護職員処遇改善加算Ⅱ 1月につき 所定単位×81/1000が加算されます
- 認知症専門ケア加算Ⅰ 3単位/日
- 協力医療機関連携加算 100単位/月
- 退居時情報提供加算 250単位/回

介護保険外(実費負担額)

	日 額	月 額	
居 室 費	3000 円	90000 円	
食 費	1000 円	朝 200 円 昼 400 円 夜 400 円×提供分	
光 熱 費	300 円	10000 円	
レクリエーション材料等			実 費
個人消耗品 (オムツ等)			実 費
理美容代			実 費
行政手続き 代行			実 費

令和6年4月1日現在

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、入居者様の負担額を変更します。

1 0 サービスについての苦情等

(1) 当事業所の苦情対応

担当 岡部 久子 TEL 088-663-6602

(2) 市町村の苦情窓口

介護について（助成、事業所問い合わせ、相談）

☆ 徳島市健康福祉部高齢介護課 TEL 088-621-5586

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

受付時間：月～金曜日の AM9：00～PM5：00 まで

☆ 徳島県国民健康保険団体連合会介護保険課 TEL 088-665-7205

〒771-0135 徳島市川内町平石字若松 78-1

受付時間：月～金曜日の AM9：00～PM5：00 まで

1 1 急性期における医療関係との連絡体制

急性期における医師や医療関係の連携は、母体病院である近藤内科病院との 24 時間連携を図れるような体制を確立しています。重度化の場合には入居者様または家族様のご意向を確認し速やかな医療連携を図るように努めています。

1 2 入院期間中における居住費や食費の取り扱い

入院中におけるグループホームの居住費については、家賃（日額：3000 円）光熱費（日額：300 円）は通常通り頂きますが、介護費・食費はかかりません。

1 3 重症化、看取り介護について

できるだけ住み慣れた環境で自分らしく暮らすという理念の下、病気や認知症の重度化がみられても、医師や関連スタッフと十分相談しながら、利用者、家族の希望を聞きながら、看取り介護についても対応に努めます。

入居者様及び家族様の思いを尊重しながら看取りに関する指針を作成し、入居者様や家族様の意向に沿って介護させて頂く方針です。適宜本人および家族様と話し合いの機会を持ち、同意書にて意思確認をさせていただきます。

（看取りに関する指針については別資料にて説明いたします。）

医療連携・看取りに関する介護等のサービス提供に必要な個人情報について、必要な範囲内で使用、提供、または収集させていただきますが、個人情報の保護には最大限の努力を致します。

1 4 看取り介護について

- ① 看取り介護では入居者様の尊厳を守ることを最重視した援助をいたします。
- ② 重篤な状態に陥った場合は、入居者様または家族様のご意向を伺いながら、事業所内での看取りを検討します。入居者様、家族様のご希望、ご意向に変化があった場合にも柔軟に対応していきます。
- ③ 事業所での看取りに於いては、慣れた環境で安心できるような声掛けと、身近に人が感じられるような対応に心掛けながら、心身の苦痛の軽減に努めます。

- ④ 看取り介護では、ご本人・家族様の希望に沿った対応に心がけ、心身の状況に応じた介護計画を作成し、看取り介護の指針に沿って共同して介護を行います。
- ⑤ 看取り介護における加算については別表にて表示しております。入居者様が退居等される時、翌日に亡くなられた場合、前月分の看取り介護加算に係る一部負担金を頂く事があります。
- ⑥ 事業所退居等の後も、継続して入居者様の家族への指導や、医療機関に情報を提供致します。又、情報の共有を円滑に行う観点から、事業所が入院する医療機関等に入居者様の状態を尋ねた時に、当該医療機関等が事業所に対して本人の状態を伝えることについて、退居等の際入居者様等に対して説明いたします。

上記の内容に関し、重要事項説明書の同意をもって、利用者様等の意向に沿ったものであり、看取り介護の同意とさせていただきます。

1.5 事業所利用時の留意事項

- 来所について 夜間帯（21時～7時）以外はいつでも来所できます。
来訪者が宿泊する場合には必ず許可を得てください。
- 外出・外泊 希望日の前日までにお知らせください。
必ず行先と帰宅時間を職員に申し出てください。
- 居室・設備・器具の利用
事業所内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
- 食 事 食事が不要な場合は、前日までに申し出があった場合には、「食事にかかる自己負担額」は減免されます。
- 金銭管理 現金及び預貯金の管理は原則として行っていません。ただし、希望があれば、お小遣い程度の小口現金はお預かりいたします。
- 持ち込み品 基本的に生ものなどの食品の持ち込みはご遠慮願います。大きな家具など持ち込みされる場合は、職員にお問い合わせ下さい。
- 宗教・政治活動 事業所内での宗教活動、政治活動はお断りしております。

1.6 非常災害対策について

- サービス提供時に天災その他の災害が発生した場合、従業者は入居者様の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力医療機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。
- 非常災害時に備え、年2回（昼間・夜間想定）の避難訓練を行います。

防 火 管 理 者：百々 正至

1.7 事故発生時の対応について

当事業所において、入居者様に対するサービスの提供により、事故が発生した場合は、迅速に必要な措置を講じるとともに、管理者に報告し、速やかに入居者様の家族様等に連絡を行い、また、自己の状況及び事故に際してとった処遇について記録します。

また、重大な介護事故などが発生した場合には、速やかに関係機関へ報告します。

1 8 個人情報について

入居者様・ご家族様の個人情報について、適用される法令等を遵守し事業者の個人情報規定に則り、正確性・機密性・安全性に努めています。

当事業所で、介護の提供に必要な利用目的は次のとおりになっています。

事業所内での利用

- ① 介護サービスの入居者様等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用者にかかわる事業者等の管理運営業務のうち
 - ・入退居等の管理
 - ・会計・管理
 - ・事故等の報告
 - ・入居者様の介護サービスの向上
 - ・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ・実習への協力
 - ・事例研究

他事業所等への情報提供が伴う場合

- ① 当該事業所等の入居者様等に提供する介護サービスのうち
 - ・入居者様が、医療サービスの利用を希望している場合および主治医等との連携、照会への回答
 - ・カンファレンス、サービス担当者会議等での情報の提供
 - ・その他の業務委託
 - ・家族様等への心身の状況説明
 - ・診療等にあたり、外部の医師の意見や助言を求める場合
- ② 介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託
 - ・審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払機関または保険者からの照会への回答
 - ・損害賠償保険等に係る保険会社等への相談または届出等

その他

- ・法令に基づく場合
- ・国等が実施する、統計調査等に協力する場合
- ・行政の開催する評価会議、サービス担当者会議のため
- ・利用の有無、利用時の様子に関する家族等（3親等内）からの問い合わせの場合（ただし、氏名・住所・続柄・電話番号を伺えた場合に限る）
- ・上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

上記内容に関し、重要事項の説明の同意をもって個人情報取り扱いの同意とさせていただきます。なお、上記利用目的以外の内容で個人情報を取り扱う場合は、別途説明をさせていただきます。入居者様の同意を得ないで、範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

19 守秘義務

事業者、及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た入居者様又はご家族様に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。

ただし、ご入居者様に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に入居者様の心身等の情報を提供します。

医療機関へ退居する入居者様等について、退居後の医療機関に対して入居者様等を紹介する際、入居者様等の同意を得て、当該入居者様等の心身の状況、生活歴等の情報提供をさせていただくことがあります。

20 身体拘束について

当該入居者様又は他者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者様の行動を制限する行為を行いません。前述の身体拘束等を行う場合は、次の手続きにより行います。

- ① 身体拘束委員会を設置します。
- ② 「身体拘束に関する説明と同意書」「身体拘束に関する経過観察・再検討記録」に身体拘束にかかる態様及び時間、その際の入居者様の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録します。
- ③ 入居者様又はご家族様に説明しその他の方法がなかったか改善を検討します。

令和6年4月1日 改正

医療法人若葉会 グループホームわかば

看取りに関する指針

1. 当グループホームにおける見取り介護の考え方

看取り介護とは、生命予後の限られた入居者様の心と身体の苦痛を緩和するためできるお世話を精一杯行い、入居者様の思いを最大限に尊重し、命の質を高める介護を行っていく。またご家族様が愛する人との貴重なひとときを少しでも充実して過ごせるようお手伝いをさせていただくことである。

2. 看取り体制

(1) 自己決定と尊厳を守る看取り介護

- ① 認知症高齢者グループホームにおける看取り介護の基本理念を明確にし、入居者様または家族様に対し生前意思（リビングウイル）の確認を行うこと。
- ② 認知症高齢者グループホームにおける看取り介護においては、医師による診断（医学的に回復の見込みがないと判断し、かつ、医療機関での対応の必要性が薄いと判断したとき）がなされたときが、看取り介護の開始となる。
- ③ 看取り介護の実施にあたり、入居者様または家族様に対し、医師または協力病院から十分な説明が行われ、入居者様または家族様の同意を得ること。（インフォームドコンセント）この際、事業所でできる看取りの体制を示す。
- ④ 看取り介護においてはそのケアに携わる管理者、介護支援専門員、訪問看護師、管理栄養士、介護職員等従事するものが協働し、看取り介護に関する計画書を作成し、原則として週1回以上、入居者・家族様への説明を行い、同意を得て看取り介護を適切に行うこと。なお、必要に応じて適宜計画内容を見直し、変更する。

(2) 医師・看護師体制

- ① 看取り介護実施にあたり協力病院医師との情報共有による看取り介護の協力体制を築いていること。
- ② 訪問看護師は医師の指示を受け看護責任者のもとで入居者様の疼痛緩和等安らかな状態を保つように状態把握に努め、入居者様の状況を受け止めるようにする。又日々の状況等について随時、家族様に対して説明を行い、その不安に対して適宜対応していく。
- ③ 医師による看取り介護の開始指示を受けて、カンファレンスに基づき他職種による看取り介護計画書を作成し実施するものとする。

(3) 見取り介護の事業所整備

尊厳ある安らかな最後を迎えるために個室または静養室の環境整備に努め、その人らしい人生を全うするための事業所整備の確保を図ること。

(4) 看取り介護の実施とその内容

① 看取り介護に携わる者の体制及びその記録等の整備

- 1) 看取り介護同意書
- 2) 医師の指示
- 3) 看取り介護計画書作成（変更・追加）
- 4) 経過観察記録
- 5) ケアカンファレンスの記録
- 6) 臨終時の記録
- 7) 看取り介護終了後のカンファレンス会議録

② 看取り介護実施における職種ごとの役割

(管理者)

- 1) 看取り介護の総括管理
- 2) 看取り介護に生じる諸課題の総括責任

(医師)

- 1) 看取り介護期の診断
- 2) 家族様への説明（インフォームドコンセント）
- 3) 緊急時、夜間帯の対応と支持
- 4) 各協力病院との連絡、調整
- 5) 定期的カンファレンス開催への参加
- 6) 死亡確認、死亡診断書等関係記録の記載

(介護支援専門員)

- 1) 継続的な家族支援（連絡、説明、相談、調整）
- 2) 看取り介護に当たり多職種協働のチームケアの連携強化
- 3) 定期的カンファレンス開催への参加
- 4) 緊急時、夜間帯の緊急マニュアルの作成と周知徹底
- 5) 死後のケアとしての家族支援と身辺整理

(看護師)

- 1) 医師または協力病院との連携強化を図る
- 2) 看取り介護に当たり多職種協働のチームケアの確立
- 3) 看取り介護に携わる全職員への死生観教育と職員からの相談機能
- 4) 看取り介護期における状態観察の結果に応じて必要な処置への準備と対応を行う
- 5) 疼痛緩和
- 6) 急変時対応マニュアル（オンコール体制）
- 7) 随時の家族様への説明と、その不安への対応
- 8) 定期的カンファレンス開催への参加

(管理栄養士)

- 1) 入居者様の状態と嗜好に応じた食事の提供
- 2) 食事、水分摂取量の把握
- 3) 定期的カンファレンス開催への参加
- 4) 必要に応じて家族様への食事提供

(介護職員)

- 1) きめ細やかな食事、排泄、清潔保持の提供
 - 2) 身体的、精神的緩和ケアと安楽な体位の工夫
 - 3) コミュニケーションを十分にとる
 - 4) 看取り介護の状態観察、食事・水分摂取量の把握、浮腫、尿量、排便量等のチームケアときめ細やかな経過記録の記載
 - 5) 定期的カンファレンス開催への参加
 - 6) 生死確認のため細やかな訪室を行う
- ③ 看取り時の介護体制
- 1) 緊急時特別勤務体制
 - 2) 緊急時家族連絡体制
 - 3) 自宅又は病院搬送時の事業所外サービス体制
- ④ 看取り介護の実施内容
- 1) 栄養と水分
看取り介護にあたっては多職種と協働し、入居者様の食事・水分摂取量・浮腫・尿量・排便量等の確認を行うと共に、入居者様の身体状況に応じた食事の提供や好みの食事等の提供に努める。
 - 2) 清潔
入居者様の身体状況に応じ可能な限り入浴や清拭を行い、清潔保持と感染症予防対策に努める。
その他、入居者様、家族様の希望に添うように努める。
 - 3) 苦痛の緩和
(身体面)
入居者様の身体状況に応じた安楽な体位の工夫と援助及び疼痛緩和等の処置を適切に行う。(医師の指示による緩和ケア又は、日常的ケアによる緩和ケアの実施)
(精神面)
身体機能が衰弱し精神的苦痛を伴う場合、手を握る、体をマッサージする、寄り添う等のスキンシップや励まし安心される声かけによるコミュニケーションの対応に努める。
 - 4) 家族
変化していく身体状況や介護内容については、定期的に医師からの説明を行い、家族様の意向に沿った適切な対応を行う。
継続的に家族の精神的援助(現状説明、相談、こまめな連絡等)あるいは入居者様、家族様から求められた場合における宗教的な関わりと援助を行い、カンファレンスごとに適時の状態説明をし、家族様の意向を確認する。
 - 5) 死亡時の援助
医師による死亡確認後、エンゼルケアを施行し、家族様と看取り介護に携わった全職員で出来る限りお別れをすること
死後の援助として必要に応じて家族支援(葬儀の連絡、調整、遺留金品引渡し、荷物の整理、相談対応等)を行うこと。

(5) 看取りに関する職員教育

グループホームにおける看取り介護の目的を明確にし、死生観教育と理解の確立を図るものとする。

- 1) 看取り介護の理念と理解
- 2) 死生観教育 死へのアプローチ
- 3) 看取り期に起こりうる機能的・精神的変化への対応
- 4) 夜間・急変時の対応
- 5) 看取り介護実施にあたりチームケアの充実
- 6) 家族様への援助法
- 7) 看取り介護についての検討会

3. 医療機関や在宅への搬送の場合

(1) 医療機関への連絡

医療機関にこれまでの経過説明を十分に行い、家族様の同意を得て、経過観察や記録等の必要書類を提示する。

(2) 入居者様、家族様への支援

継続的に入居者様や家族様の状況を把握すると共に、訪問、電話等での連絡を行い介護面、精神面での援助を確実に行う。

死後の援助として必要に応じて家族支援（葬儀の連絡、調整、遺留金品引渡し、荷物の整理、相談対応等）を行うこと。

4. 事業所退居等の場合

事業所退居等の後も、継続して利用者の家族への指導や、医療機関に情報を提供いたします。又、情報の共有を円滑に行う観点から、事業所が入院する医療機関等に利用者の状態を尋ねた時に、当該医療機関等が事業所に対して本人の状態を伝えることについて、退居等の際入居者等に対して説明いたします。

5. 看取り介護加算に係る自己負担の請求について

看取り介護加算は死亡月にまとめて算定されるため、入院・退居等の翌月に亡くなった場合に、前月分の看取り介護加算に係る自己負担額の請求を行う場合があります。

平成 30 年 4 月 1 日

認知症対応型共同生活介護の利用にあたり、契約書及び本書面で重要な事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者

所在地 徳島県徳島市西新浜町1丁目6-25

名称 医療法人若葉会

代表者 理事長 近藤 彰 印

説明者

氏名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から認知症対応型共同生活介護についての重要な事項の説明を受けました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

代理人 住所 _____

氏名 _____ 印

身元引受人 住所 _____

氏名 _____ 印